

公の施設【基本情報】

別紙 8

施 設 名	新潟市東区プラザ
所 管 部・課	東区総務課（フリースペース:東区健康福祉課）
所 在 地	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1
根 拠 法 令	
設 置 条 例	新潟市東区プラザ条例
施 設 概 要	2階:ホール(416㎡300席)、多目的ルーム1(210㎡)、多目的ルーム2(156㎡)、講座室1(92㎡)、講座室2(93㎡)、講座室3・4(76㎡)、講座室5(51㎡)、講座室6(49㎡)、和室1・2(28畳)、美術工作室1(61㎡)、美術工作室2(67㎡)、音楽練習室1(114㎡)、音楽練習室2(109㎡)、音楽練習室3(70㎡)、調理室(95㎡)、フリースペース(615㎡)

施 設 の 設 置 目 的
市民の文化活動、学習活動及び多様な交流を推進し、地域文化の振興及び活力ある地域づくりに資することを目的に
管 理 ・ 運 営 に 関 する 基 本 理 念 、 方 針 等
東区における「拠点地区の形成」と、「にぎわいづくり」を全体的なコンセプトとする。 【基本方針】 1. 「文化の振興」と「交流の促進」を最大のコンセプトとする。 2. 文化機能と集会（交流）機能が、バランスよく調和された施設とする。 3. 子どもからお年寄りまで、幅広い世代が、安心して使える施設とする。 4. 区民が集い、利用する施設として、身近で使い勝手の良いものとする。